

固定資産税の縦覧・閲覧制度と審査申出制度

縦覧制度については、納税者が他の人の土地や家屋の評価額との比較を通じて、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認していただく制度です。ただし、評価額のための縦覧なので所有者の特定はできません。また、土地のみを所有している方は土地、家屋のみを所有している方は家屋の評価額を土地・家屋価格等縦覧帳簿により縦覧できる制度です。

閲覧制度では、借地・借家人等に対して、使用又は収益の部分についての固定資産税の課税内容が閲覧できます。

その他、固定資産評価審査委員会へ審査申出ができる制度もあります。具体的には次のとおりです。

◎縦覧制度（土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧）	◎閲覧制度（固定資産課税台帳の閲覧）
縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)(土・日曜日、祝祭日を除く)	閲覧期間 閲覧内容 随時(土・日曜日、祝祭日を除く)
縦覧場所 役場 総務課税務係	閲覧場所 役場 総務課税務係
縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分まで	閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分まで
縦覧できる人 町内に資産を所有する納税義務者(納税者)とその代理人及び同居の親族	閲覧できる人 ①固定資産税の納税者本人とその代理人 ②借地人・借家人(家屋の敷地の閲覧を含む) ③固定資産を処分できる人(所有者、商法の管理人、破産管財人など)
縦覧内容 土地は地番、地目、地積、価格。家屋は地番、種類、構造、床面積、価格。	閲覧内容 土地は、所有者、所在、地番、地目、地積、評価額、課税標準額。 家屋は、所有者、所在、種類、構造、床面積、基準年度の価格、課税標準額。

◎審査申出

納税通知書を受け取りその内容について疑問がある場合には、お気軽に税務担当におたずね下さい。

なお、納税通知書の内容に不服がある場合は、その賦課決定があったことを知った日(通常は納税通知書の交付を受けた日)の翌日から起算して60日以内に、町長に対して不服の申し立てをすることができます。

ただし、固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対する審査を申出(納税通知書の交付を受けた日後60日以内)となりますので、注意して下さい。審査の申出は内容により変わり、評価替基準年度のみ場合があります。

問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-2113(直通)

使わないバイクや軽自動車の廃車について

軽自動車税は、使用している、していないに関係なく、毎年4月1日現在に登録されている所有者にかかります。

使わない車両や名義変更をしていない車両などは、年の途中で変更されても税金は戻りませんので、3月末までに手続きを済ませてください。廃車の手続きをされる場合は、発行されている標識(ナンバープレート)をお持ちください。

車 種	届け出先	電話番号
原動機付自転車(125cc以下)	下仁田町役場総務課税務係	☎82-2113
小型特殊自動車・ミニカー		
二輪の軽自動車 (126cc以上250cc以下)	関東運輸局群馬運輸支局 前橋市上泉町399-1	☎050-5540-2021 (音声案内)
二輪の小型自動車(251cc以上)		
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会群馬事務所 前橋市野中町322-1	☎050-3816-3109

問い合わせ先 総務課 税務係 ☎82-2113(直通)

平成27年度に出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へのお願い

出生や死亡、死産があった場合や、婚姻、離婚をされる方にはそれぞれ市区町村の窓口へ届出していただいております。この各届出は、5年に一度、国勢調査の行われる年度には、職業の記入も(死亡届には産業の記入も)お願いしています。届出は厚生労働省の実施する「人口動態調査」にも活用され、毎年、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の状況を調べており、その調査結果は、公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための基礎資料として活用されています。

人口動態調査で使用する情報は統計法により、厳しく守られておりますので、安心してご記入ください。

<対象> 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出

<調査方法> 各届出をされるときに、届書にそれぞれ職業をご記入ください。

記入例

●医師・教員など・・・「専門・技術職」

●一般事務員など・・・「事務職」

●販売店員・営業職従事者など・・・「販売職」

●美容師・ホームヘルパーなど・・・「サービス職」

※死亡届にはこのほか、「農業」「建設業」「製造業」といった産業も併せてご記入ください。

届出をする市区町村役場の窓口には「職業・産業例示表」を備え付けていますので、ご参考の上、記入をお願いいたします。また、わからない場合は、窓口でおたずねください。

問合せ先 総務課住民係 ☎82-2112(直通)

大雪に備えるために

記録的な大雪と寒波に伴い、各地で除雪用品や日用品が不足することがあります。また、不要不急の外出、車での移動は禁物ですが、車での外出中に大雪に見舞われた場合に備えておくことも大切です。

家庭での雪対策

- ・流通困難に備え、水、食料などの備蓄(できれば7日分)
- ・断水に備えて、水をためておく
- ・スコップ、凍結防止剤などの除雪用具
- ・停電に備えて、暖房対策(使い捨てカイロなど)、携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池など
- ・積雪、凍結に備え、通路や階段など滑りやすい場所に凍結防止剤などを事前散布
- ・不要不急の外出は極力控える。どうしても外出する場合は、平時の3倍くらいの時間がかかると思って、ゆとりをもって出かける。
- ・早期除雪は、自助と共助(隣近所の人たち)で力を合わせて行う。



▲H26年2月の豪雪

振り込め詐欺対策 ～特殊詐欺被害防止のポイント～

犯人は息子さんの住所や職業など個人情報把握しており、教員・医者・公務員・銀行員など、その職業に応じた嘘を考え、様々な手口で騙してきます。

◎最近の被害では、家族が通帳を管理していたにもかかわらず、被害者が金融機関を訪れて通帳を再発行し、現金を引き下ろしてしまった事例もあります。

騙されている被害者は、「何とか息子のためにお金を用意しなくては!」と真剣です。また、犯人から嘘をつくように指示をされている場合もあります。

◎オレオレ詐欺に騙された被害者のほぼ全員が、「詐欺の手口は知っていた。」「自分が騙されるとは思っていませんでした。」と回答しています。

「私は絶対騙されない!」「息子の声は聞き分けられる。」「私の両親は大丈夫だろう。」は過信です!!

家族の間で連絡を取り合い、特殊詐欺に騙されないように対策しましょう。

※電話でお金に関する話を受けたら、必ず「警察」に相談してください!!

相手が誰でも、どんな理由でも、電話でお金を要求されたら警察に相談してください。

相談・連絡先 富岡警察署 ☎62-0110